

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の概要 ～民間事業者等に対する補助～



都市空間情報デジタル基盤構築支援事業概要

ポータルサイトURL：

https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html

令和4年度 全国の地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための補助制度 創設
令和7年度 民間事業者等を補助対象に拡充

補助対象及び補助要件

補助対象事業

- (1) 3D都市モデルの整備に関する事業
- (2) 3D都市モデルの活用に関する事業
- (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

補助対象団体

営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者（左記の者を構成員とするJVを含む。）

補助率 1/2（上限 5,000万円）

補助要件

- ✓ ユースケースがあること ※3D都市モデルの整備も行う場合は、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている
- ✓ 国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること
- ✓ 整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること
- ✓ 整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること
- ✓ 原則として、**事業年度中に3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること**

3D都市モデル整備・活用に係る補助対象①

(1) 3D都市モデルの整備に関する事業

3D都市モデルの整備又は更新に要する費用

補助対象

- ✓ 3D都市モデルを整備するための都市計画基本図、都市計画基礎調査等のデータ収集・整理に要する費用
- ✓ モデル立ち上げに要する費用
- ✓ 作成データを可視化するためのシステム導入・改修に要する費用
- ✓ オープンデータ化に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(補足)

- ・都市計画区域の有無は関係ない
- ・市街化区域など部分的な3D都市モデルの整備も可能



3D都市モデル整備・活用に係る補助対象②

(2) 3D都市モデルの活用に関する事業

地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に要する費用

補助対象

- ✓ ユースケース開発に必要なデータ収集・3Dデータ作成に要する費用
- ✓ データを活用した分析・シミュレーション・アプリ開発等に要する費用
- ✓ 作成・分析したデータの政策活用（庁内活用も含む）に要する費用
- ✓ 3D都市モデルを活用したサービスやソリューションを社会実装するためのアプリケーション・システム開発等に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

地方公共団体において整備・活用・オープンデータ化を推進するために要する費用

補助対象

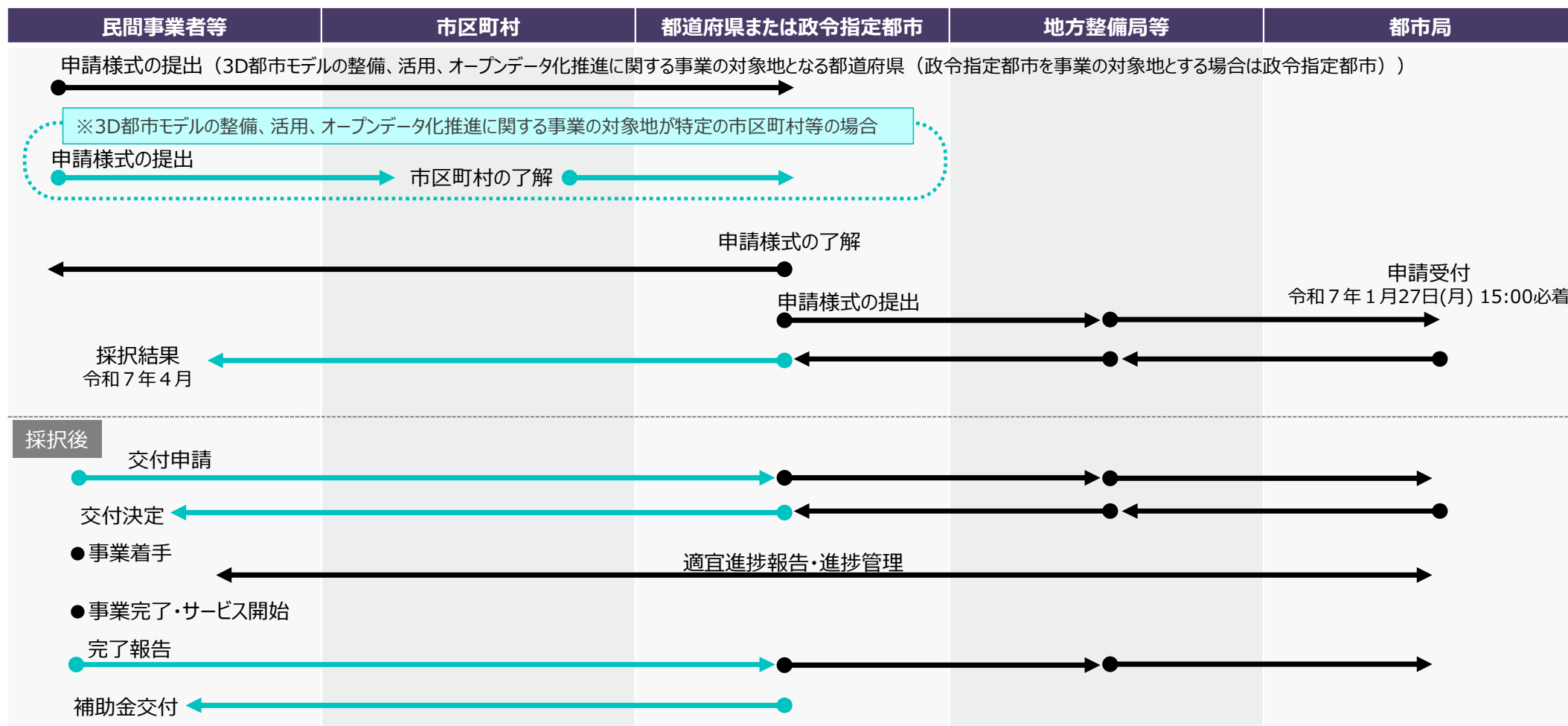
- ✓ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動
- ✓ 専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動
- ✓ ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 等

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール

項目					1Q			2Q			3Q			4Q				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1	応募	公募★			採択・交付申請★													
2	実施計画書の作成				実施計画書作成 ヒアリング、適宜資料修正 ↔													
3	サービス開発				↔													
4	成果報告													↔			補助金交付★	

3D都市モデルデータ作成があればデータ納品やG空間情報センターへの掲載、データ譲渡手続き等も年度内に実施いただく必要があります。

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール



重点審査項目

- ✓ 取組内容が明確であること
- ✓ 取組内容が先導的、先進的であり、公益性を有すること
- ✓ 取組テーマが、**社会課題の解決に資する民間サービス**（例：「**防災・安全**」、「**まちづくりGX**」又は「**都市・地域の活性化**」に関するいずれか（複数の組み合わせも可能）に取り組むもの（※））**であること。**
※応募が想定されるサービスのイメージを次ページに例示します。
- ✓ 当該事業で得られた知見（ビジネスモデルや開発技術の基本アーキテクチャ）について、国土交通省に提出し公開できる内容が多いこと
※ただし、補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します（特許や商標等を取得・登録も可能）
- ✓ 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
- ✓ 取組の持続性・継続性が高いと期待されること

社会課題の解決に資する民間サービス実装のイメージ

※ 応募が想定されるサービスを例示したものであり、募集対象事業を定めるものではありません。

【テーマ①：防災・安全】

- 発災時等の迅速な避難行動を実現するナビゲーションツール
- ドローンや人工衛星を活用した発災時の被害状況把握ツール
- 運送事業者等の交通安全教育を支援するドライブシミュレータ 等

【テーマ②：まちづくりGX】

- 太陽光発電ポテンシャルを推計するシミュレーション
- 緑地整備等による都市のクールダウン効果の算定ツール
- 豪雨対策や生物多様化に資する雨庭の適地選定システム 等

【テーマ③：都市・地域の活性化】

- 中心市街地の活性化等に向けた都市開発における住民の合意形成支援システム
- 地域のラストワンマイル配送を支援するモビリティ向け地図作成ツール
- 容積率可視化等を通じた土地の有効利用検討システム 等

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

主な留意点（詳細は各要綱、募集要項等をご確認ください）

●他の補助金との併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

●事業の実施及び事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得てください。

●実績報告

補助事業を完了後、実績報告書を提出してください。

●補助金の支払

補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。）。

●事業の実施後

本事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）について、交付年度終了後5年間保存してください。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、定期的な追跡調査に協力してください。

R8年度事業実施に向けた補助要望スケジュール（予定）

◆ 採択は企画熟度に応じて検討しますので、早い段階でエントリー・ご相談ください。

6月頃	概算要望調査①、補助事業説明会
7月～8月頃	同提出団体等へのヒアリング、企画支援
9月頃	概算要望調査②
10月～12月頃	同提出団体へのヒアリング、企画支援
12月～1月	<u>本要望調査</u>
3月末頃	内示示達

※実施時期等につきましては、変更の可能性がございます。

3D都市モデルの整備都市リスト (R7年度末約300都市)

※はサンプルデータ
赤字は令和7年度新規整備都市

北海道	埼玉県	白岡市	小平市	藤沢市	長野県	伊豆市	近江八幡市	すさみ町	さぬき市	江北町
札幌市	さいたま市	伊奈町	日野市	厚木市	長野市	御前崎市	京都府	太地町	愛媛県	白石町
室蘭市	熊谷市	三芳町	東村山市	箱根町	松本市	菊川市	京都市	鳥取県	松山市	長崎県
更別村	川口市	毛呂山町	国分寺市	新潟県	岡谷市	伊豆の国市	舞鶴市	鳥取市	宇和島市	佐世保市
青森県	所沢市	滑川町	国立市	新潟市	諏訪市	牧之原市	与謝野町	米子市	東温市	松浦市
むつ市	加須市	嵐山町	福生市	長岡市	伊那市	東伊豆町	大阪府	境港市	高知県	波佐見町
鯉ヶ沢町	本庄市	小川町	狛江市	三条市	飯山市	河津町	大阪市	日吉津村	高知市	熊本県
岩手県	春日部市	川島町	東大和市	新発田市	茅野市	南伊豆町	堺市	島根県	室戸市	熊本市
盛岡市	狭山市	吉見町	清瀬市	加茂市	佐久市	松崎町	岸和田市	松江市	安芸市	荒尾市
宮古市	羽生市	鳩山町	東久留米市	上越市	安曇野市	西伊豆町	豊中市	益田市	南国市	玉名市
宮城県	鴻巣市	上里町	武蔵村山市	富山県	岐阜県	函南町	池田市	隠岐の島町	土佐市	宇城市
仙台市	深谷市	宮代町	多摩市	高岡市	岐阜市	清水町	高槻市	岡山県	香南市	益城町
秋田県	上尾市	杉戸町	稲城市	射水市	大垣市	長泉町	守口市	岡山市	東洋町	大分県
大館市	草加市	松伏町	羽村市	舟橋村	美濃加茂市	小山町	河内長野市	倉敷市	奈半利町	日田市
福島県	越谷市	千葉県	あきる野市	氷見市 ※	静岡県	吉田町	和泉市	津山市	安田町	臼杵市
福島市	蕨市	千葉市	西東京市	石川県	静岡市	川根本町	柏原市	備前市	田野町	宮崎県
郡山市	戸田市	木更津市	瑞穂町	金沢市	浜松市	森町	門真市	早島町	芸西村	延岡市
いわき市	入間市	茂原市	日の出町	加賀市	沼津市	愛知県	摂津市	広島県	いの町	鹿児島県
白河市	朝霞市	柏市	檜原村	七尾市 ※	熱海市	名古屋市	東大阪市	広島市	南さつま市	沖縄県
相馬市	和光市	八千代市	奥多摩町	輪島市 ※	三島市	岡崎市	忠岡町	呉市	那覇市	
南相馬市	新座市	多古町	大島町	珠洲市 ※	富士宮市	豊橋市	兵庫県	竹原市		
茨城県	橘川市	東京都	利島村	羽咋市 ※	伊東市	春日井市	姫路市	福山市		
つくば市	久喜市	特別区(23区)	新島村	かほく市 ※	島田市	豊川市	加古川市	府中市		
鉾田市	北本市	八王子市	神津島村	津幡町 ※	富士市	津島市	三木市	三次市		
境町	八潮市	立川市	三宅村	内灘町 ※	磐田市	豊田市	朝来市	海田町		
栃木県	富士見市	武蔵野市	八丈町	志賀町 ※	焼津市	安城市	たつの市	山口県		
宇都宮市	三郷市	三鷹市	青ヶ島村	宝達志水町 ※	掛川市	日進市	奈良県	周南市		
群馬県	蓮田市	青梅市	神奈川県	中能登町 ※	藤枝市	三重県	奈良市	徳島県		
前橋市	坂戸市	府中市	横浜市	穴水町 ※	御殿場市	四日市市	香芝市	徳島市		
桐生市	幸手市	昭島市	川崎市	能登町 ※	袋井市	伊勢市	三郷町	美波町		
館林市	鶴ヶ島市	調布市	相模原市	山梨県	下田市	熊野市	和歌山県	香川県		
	吉川市	町田市	横須賀市	甲府市	裾野市	滋賀県	和歌山市	高松市		
	ふじみ野市	小金井市	鎌倉市		湖西市	長浜市	田辺市			

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（民間サービス実装タイプ）Q&A集

No.	質問内容	回答内容
1	民間事業者等が複数地域を対象に応募することは可能ですか。	3D都市モデルの整備に関する事業がない場合は1つの応募様式で応募可能です。その場合の提出先は、3D都市モデルの活用に関する事業の主な実施地域の都道府県または政令指定都市経由で提出してください。3D都市モデルの整備に関する事業を含む場合は、整備する市区町村単位でそれぞれ応募様式を作成し、市区町村の了解を得た上で都道府県または政令指定都市経由で提出してください。
2	補助金支払い時期はいつ頃になりますか。	事業完了後に支払いとなります。
3	知見の公開はどのようにされますか。	公開可能な知見について、事業主体から国土交通省都市局に提出し、国土交通省都市局において国土交通省のHPに掲載する予定です。
4	補助事業により得られる技術や知見・権利は、だれに帰属しますか。	補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します。そのため、特許や商標等を取得・登録も可能です。
5	都道府県または政令指定都市の担当課はどのように確認すればいいですか。	都道府県または政令指定都市へ直接お問い合わせいただくか、国土交通省都市局担当者へお問い合わせください。
6	特定の市区町村へのサービス提供ではなく、市区町村を特定しないサービスとしての応募は可能でしょうか。その場合、市区町村との調整は不要でしょうか。	本事業では、公共性を有する事業であることを補助要件としており、幅広い地域の課題解決を想定するサービスとしての応募は可能です。他方、こうしたサービスである場合、（ご提案の事業を通じて社会課題の解決を行うフィールドとなる）いずれかの都道府県または市区町村を選んだ上で、当該都道府県または市区町村の担当課と十分に調整の上、応募してください。

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記担当者宛ご連絡ください。

◆ 国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室

担当 案件に関すること：十川、関根 申請手続きに関すること：黒田、下村

E-mail : sogawa-y2up@mlit.go.jp

sekine-k2jm@mlit.go.jp

kuroda-k2k9@mlit.go.jp

shimomura-t2v9@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111(内線32264、32265)